園長確認印

変　　更　　届

台東区長　殿　　令和　　年　　月　　日

保護者住所	台東区		
保護者氏名		電話番号	
フリガナ			
子ども氏名	（　　保育園(所･室)･こども園）		
フリガナ			
子ども氏名	（　　保育園(所･室)･こども園）		

下記のとおり、変更があったのでお届けします。

□住 所 の変 更	転居年月日　　年　月　日 旧住所　台東区 新住所　台東区 ※区外に転出する場合は、別の手続きが必要となります。詳しくは裏面をご覧下さい。
□勤務先等の変更	□　子どもから見た続柄(　　) □　　年　　月　　日に退職し、現在求職中。 ※給付認定変更の手続きが必要となります。詳しくは裏面をご覧下さい。 □　　年　　月　　日より[就職･転職･異動･その他(　　)] 勤務先名　　電話 所在地 勤務日数[週　　日]　勤務時間[　　：　　～　　：　　]
□氏 名 の変 更	□ 保護者　□ 子ども 旧氏名 新氏名
□世帯構成の変更	□　婚姻[　　年　月　日]※裏面をご覧下さい。 □　離婚[　　年　月　日] □　別居[　　年　月　日]
□出　　産	□　出産予定日[　　年　　月　　日] □　出 産 日 [　　年　　月　　日] 産まれたお子さまの保育について　※裏面をご覧下さい。 □　保護者 1(こどもから見た続柄(　　))が 育児休業を取得予定[　年　月まで] □　保護者 2(こどもから見た続柄(　　))が 育児休業を取得予定[　年　月まで] □　職場で保育する □　保育園等に預ける[　　年　月から] □　その他(　　)
□そ　の　他	

※　裏面の注意事項をよくお読みになり、提出をお願いいたします。

変更に伴う注意点

◎区外に転出する場合

現在の保育園(施設)に引き続き在園を希望する場合

転出日の属する年度末までは、現在の保育園(施設)を引き続き利用することが可能です。

転出日から(月の途中の場合は転出日の翌月1日から)は、転出先の住民として在園することとなりますので、次のとおり手続きをして下さい。

(1)台東区民としてはひとまず退園となるため、「退園届」を提出して下さい。

(2)転出先自治体の保育園入園窓口で現在利用している保育園(施設)を引き続き利用するための手続きを必ず行って下さい。

※ 石浜橋場こども園の3～5歳児クラスは台東区に在住していることが通園の条件となりますので、区外に転出した場合は退園となります。

※ 「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続して利用することが可能ですが、年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続の申請が必要となります。

※ 「台東区内在勤者」とは、勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「育児休業中」や「就労内定」の場合は含まれません。

※ 仮に「台東区内在勤者」が「職場の異動」や「職場を退職」などにより、台東区内で勤務できない状態になった場合は、事実が判明した月の月末に退園となります。

転出先自治体の保育園に入園を希望する場合

台東区からの転出に伴う申込の場合は、転出先自治体に直接お申込み下さい。必要書類や締切日は必ず各自治体にご確認下さい。

◎勤務先が変更となった場合

就職・転職の場合には、「就労証明書」の提出が必要となります。

退職(求職)の場合には、「保育給付認定(変更)申請書」を提出して下さい。また、求職中の場合、認定期間は90日間に変更となり、認定区分は「保育短時間認定(8時間)」となります。

◎勤務時間が変更となった場合

「就労証明書」と「給付認定(変更)申請書(※)」または「変更届(※)」を提出して下さい。

※勤務時間が変更になったことにより、「保育の必要量」の認定区分(保育標準時間認定＜11時間＞、保育短時間認定＜8時間＞)が変更になる場合には「保育給付認定(変更)申請書」、「保育の必要量」の認定区分が変更にならない場合には「変更届」のみを提出。

◎婚姻した場合

配偶者の「就労証明書」を提出して下さい。延長保育料等は配偶者の課税情報も含めて再計算します(婚姻日の属する月の翌月から変更。ただし、婚姻日が1日の場合は当月から変更)。配偶者の課税情報が区において確認できない場合、配偶者の課税(非課税)証明書の提出を依頼する場合があります。

◎離婚した場合

「離婚届受理証明書」または「離婚記載がある戸籍抄本(謄本)」を提出して下さい。延長保育料等はひとり親家庭として再計算します(離婚日の属する月の翌月から変更。ただし離婚日が1日の場合は当月から変更)。

◎出産した場合

出産後も保育が必要な状況にある場合には、以下の書類を出産後にご提出下さい。

(1)育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合

育児休業取得中の保育の必要性の認定事由は「育児休業」となり、認定区分は「保育短時間認定」となります。「給付認定(変更)申請書」「就労証明書」(育児休業取得期間が記載されたもの)を提出して下さい。

なお、育児休業中で在園が認められる期間は**「産まれたお子さまが2歳になる年度末の翌月までの復帰予定」**に限ります。

(2)仕事に復帰する場合

職場に復帰後、「産休・育休復帰確認書」を提出して下さい。

(3)産まれたお子さまを保育園等に預けたい場合

入園希望月の申込締切日までに、入園申請書類を窓口まで提出して下さい。

台東区子ども家庭部　保育課　認定・入園担当　TEL　03-5246-1234